

は、表示の使用料及び手数料を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の市立八幡浜総合病院使用料及び手数料条例第2条第7項の規定は、この条例の施行の日以後に納付義務の生じた使用料及び申請等がなされた事務に関する手数料について適用し、同日前に納付義務の生じた使用料及び申請等がなされた事務に関する手数料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。